特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務 基 礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和泉市は、私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府和泉市教育委員会

公表日

令和4年3月28日

[平成31年1月 様式2]

取り扱う事務
私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務
和泉市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(昭和48年和泉市教育委員会規則第3号)に基づき、 幼稚園教育の普及と充実を図るため、私立幼稚園の設置者が入園料及び保育料の減免を行う場合に、 市が設置者に対して補助金を交付する。 私立幼稚園就園奨励費補助金の交付における以下の業務を遂行するにあたり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」とい 5。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①補助金交付申請に係る調書の受付、審査 ②補助区分判定
就園奨励システム 団体内統合宛名システム 庁内連携システム 宛名システム 中間サーバー 中間サーバーGW・
交付事務ファイル
番号法第9条第2項 和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に基づく個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1(5の項)
ステムによる情報連携
<選択肢>(選択肢>(実施する)(主) 実施しない(3) 未定
番号法第19条第8号 和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に基づく個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1(5の項)
3. 当部署
和泉市教育・こども部こども未来室
こども未来室長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市総務部総務管財室 請求先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市教育・こども部こども未来室 連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			31年3月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成	31年3月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価 施機関に		 直点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 目評価書において、リス	び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く	,)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		く選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[C)]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供を	:除く。) [C)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[〇]接線	しない(入手) [C)]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部盟	<u></u>
9. 従業者に対する教育・唇	外					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	VIリスク対策	_	項目の追加	事後	様式変更による
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担 当部署 ②所属長の役職名	こども未来室長 山本 幸永	こども未来室長	事後	様式変更による
平成31年3月1日	Ⅱ1対象人数	平成28年10月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
平成31年3月1日	Ⅱ2取扱者数	平成28年10月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
平成31年3月1日	I 3法令上の根拠	るための番号の利用等に関する法律に基づく個 人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す る条例(平成27年条例第53号)第4条第1項及		事後	
平成31年3月1日	I 4②法令上の根拠	るための番号の利用等に関する法律に基づく個 人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す	・和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1(5の項)	事後	
令和3年2月18日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	こども部	教育・こども部	事後	